

「洋上風力発電産業観光受入態勢整備支援事業費補助金」実施要領

(通則)

第1条 「洋上風力発電産業観光受入態勢整備支援事業費補助金」(以下「補助金」という。)の交付については、秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。)及び秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課関係補助金等交付要綱(以下「交付要綱」という。)の規定によるほか、この要領に定めるところによる。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、洋上風力発電を新たな観光資源とした視察旅行や教育旅行等の受入を行う県内自治体及び当該自治体が参画する観光団体等の態勢整備を支援することを目的とする。

(補助の対象となる者)

第3条 この補助金の対象となる者は、洋上風力発電が稼働する地域又は洋上風力発電に関する立地計画を有する地域の県内自治体及び当該自治体が参画する観光団体等とする。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げる費用とする。

- 一 ガイド人材の育成(先進地視察、勉強会・セミナー参加費用等)や洋上風力発電を見学先に組み込んだ旅行商品の造成等に要する経費
- 二 その他知事が特に必要と認める経費

(補助率及び補助金の限度額)

第5条 この補助金の補助率及び補助金の限度額は、予算の範囲内で、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助率 2分の1以内
- (2) 補助金の限度額 300,000円

(事業実施計画の承認)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別紙様式1の計画承認申請書に別紙様式2に基づく事業等実施計画書を添付して知事に提出するものとする。

- 2 知事は前項に基づき提出された事業実施計画の内容が適正であると認められる場合は、別紙様式3の計画承認通知書により通知する。

(補助金の交付申請)

第7条 前条第2項により事業実施計画を承認された者が補助金の交付を受けようとするときは、知事に対し、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- 一 補助金等交付申請書(交付要綱様式第1号)
- 二 収支予算書(交付要綱様式第3号)

(補助金の実績報告)

第8条 補助事業が完了したときは、知事に対し、事業終了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- 一 補助事業等実績報告書(交付要綱様式第10号)
- 二 事業等実績書(別紙様式4)
- 三 収支精算書(交付要綱様式第11号)

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、この運用に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年5月29日から施行する。

この要領は、令和6年4月9日から施行する。

この要領は、令和7年7月10日から施行する。